

公益財団法人福井県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.fukui-taikyo.or.jp/gaiyo/kitei.html>

原則	審査項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	〈ア〉 令和8年度から令和12年度の5か年の中期計画である「第2期福井県スポーツ協会基本計画」は、令和8年3月の理事会で決議し、策定した。 〈イ〉 「基本計画」をHPで広く一般公開し、その旨を本会加盟団体等に周知している。 < https://www.fukui-taikyo.or.jp/gaiyo/jigyo_kihonkeikaku.html >
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	人材の育成として、基本計画のP.14「1 (3) 事務局職員の育成」で、経理業務や法人運営等の研修に職員を参加させるなど、知識の向上に努める旨を掲げている。
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務の健全性確保として、基本計画のP.15「2 財務の健全性の確保」で、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守するとともに、健全な法人運営を図るため財源の確保に努める旨を掲げている。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	〈ア〉 令和4年度より、会長及び副会長に加え、理事のトップとして理事長及び副理事長を置き代表理事を兼ねるとした。これにより、理事の定数内で女性やアスリートなど多様な人材を登用することができた。 〈イ〉 令和8年6月の役員改選により、外部理事の割合が36%（9名）、女性理事の割合が44%（11名）となり、目標割合を達成している。今後も目標割合を維持できるように努める。 なお、学識経験者として就任した者に限り、当該者が加盟団体役員等の関係を有する場合であっても、当該者が有する高度な知見または専門性に期待し選任したものであり、加盟団体の関係性に期待して選任したものではないことから、多くの加盟団体を有する統括団体としての性質上、外部理事に該当するものとして整理している。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置く団体においては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	〈ア〉 令和8年6月の役員改選により、外部評議員の割合が0%、女性評議員の割合が4.6%（3名）となっている。 〈イ〉 本会の統括団体としての性質上、評議員及び役員選任規程第2条により、加盟団体から評議員候補者を推薦してもらい、評議員会を構成している。 （ウ） 評議員については、次期改選時には、加盟団体に女性の推薦を求める。また、女性評議員の割合については、次期基本計画の策定に合わせ目標値の設定を検討する。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	本会ではアスリートの登録がなく、この項目は該当しない。

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

原則	審査項目	自己説明
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	〈ア〉現状、25名の理事により理事会を構成している。 〈イ〉本会内には事業規模に鑑み、機関決定を迅速に行うため、4の委員会があり、各委員会には理事を複数名配置することを原則とし、現在は1委員会あたり8人の理事を配置している。 〈ウ〉各委員会に複数名体制で理事を配置することは、理事会と委員会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとなり、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。 〈エ〉以上の観点から、25名により理事会を構成することは、その機能に鑑みれば適正な規模である。 〈オ〉また、理事会の承認を得て、業務執行理事を6名（副理事長1名、専務理事1名、常務理事4名）選任し、うち1名を常勤体制にするとともに、代表理事（理事長、副理事長1名）と適宜連絡を取ることができる体制を整え、緊急事案などにも迅速に対応できる体制を確保している。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	〈ア〉現状、評議員及び役員選任規程第6条において、就任時70歳未満と定めている。 〈イ〉但し、学識経験者選出の理事については、定年制を適用しないことができるものと定めている。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	〈ア〉現状、評議員及び役員選任規程第7条において、再任時に在任期間が連続して10年以内と定めている。 〈イ〉但し、学識経験者選出の理事については、定年制を適用しないことができるものと定めている。
〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	ア) 現状、役員候補者選考委員会規程により委員会を設置して、理事候補者を選考しており、その選出方法及び選出過程について理事会の関与を受けていない。 〈イ〉役員候補者選考委員会のメンバーは、監事及び学識経験者で編成するとともに、同メンバー自身が学識経験者選出理事（「評議員及び役員選任規程」に定める指定者を除く）の対象とならない者で構成している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	〈ア〉評議員、役員、委員会委員及び職員については、倫理規程第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守及び本会諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第6条で違反した際の処分等について定めている。 〈イ〉さらに職員については、就業規則第3条で本会諸規程を遵守する旨で記載し、同第23条で違反した際の懲戒について別途定めている。 〈ウ〉加盟団体については、加盟団体に関する規程第7条に「遵守すべき事項」として、関係法令及び本会諸規程を遵守する旨を記載し、同22条で違反した際の処分等について定めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

原則	審査項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程等を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員に関する「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」及び事務局職員の給与等に関する「就業規則」を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章（第10～14条）において本会の資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	〈ア〉福井県スポーツ少年団規程第7条において、登録者の範囲・手続等の必要事項に関する規則を定めている。 〈イ〉加盟団体に関する規程第10条において、加盟団体の年次負担金の納入に関する規程を定めており、同第12条において、本会に加盟する際の「加盟金」に関する規程を定めている。 〈ウ〉賛助会員規程第4条において、賛助会員の年次会費の納入に関する規程を定めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	国民スポーツ大会開催基準要項細則において、「選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）及び体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること」と定められているため、当該競技団体に対して、公正かつ厳正な予選会の実施・選手選考基準の明確化を文書にてお願いしている。また、選手及び監督の参加申込にあたっては、本会事務局が適正な選考であったかを確認している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	本会では、審判登録がないため、この事項は該当しない。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	弁護士が本会副会長に就任しており、業務遂行上に懸念がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。
〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	事案が発生した場合は、本会で倫理委員会を設置する。
〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	本会の倫理委員会のメンバーに、弁護士である本会副会長を置く。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和3年度以降、本会の役員及び加盟団体を対象とした研修会を定期的の実施しており、昨年度は、コンプライアンス研修として、スポーツ団体におけるガバナンス確保の重要性や自己点検の方法について理解を深めた。

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

原則	審査項目	自己説明
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	本会で養成している日本スポーツ協会公認スポーツ指導者養成カリキュラムにおいては、令和元年度からモデル・コア・カリキュラムを導入し、コンプライアンスの内容に加えて、スポーツ権、スポーツの意義と価値、スポーツの自治（ガバナンス）、スポーツのインテグリティ・倫理、暴力・ハラスメントの根絶、指導者の法的責任なども含めた内容でスポーツ指導者の養成を行っている。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	本会では、審判登録がないため、この事項は該当しない。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	〈ア〉法律相談の全般として、本会副会長で弁護士がおり、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 〈イ〉財務会計部門において、会計事務所との契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 〈ウ〉暴力行為等相談業務では、本会副会長で弁護士がおり、いつでも相談できる体制を整えている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	〈ア〉前述原則3（2）④のとおり、外部会計事務所の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 〈イ〉本会監事には専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。 〈ウ〉財務・経理処理において、法令及び本会規程に則った処理が行われているか、同外部会計事務所による監査を受けるとともに、期中においては上記〈イ〉の監事とのディスカッションが行われ、財務・経理の業務執行に関する適切性に係る監査を受けている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	〈ア〉国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における監査を受けている。 〈イ〉また、上項（2）の体制により、本会の経理諸規程（下位規程含む）の定めに基づき、手続や科目など適切な経理処理行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。 〈ウ〉さらに、倫理規程第4条第5項において補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合には懲戒処分の対象としている。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	〈ア〉法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 〈イ〉事業・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。 ＜ 事業報告書： https://www.fukui-taikyo.or.jp/gaiyo/jigyo.html ＞ ＜ 決算報告書： https://www.fukui-taikyo.or.jp/gaiyo/shusi.html ＞ ＜ 各種規程等： https://www.fukui-taikyo.or.jp/gaiyo/kitei.html ＞
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国民スポーツ大会開催基準要項細則が日本スポーツ協会HPで開示されている。 ＜ https://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid188.html ＞

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

原則	審査項目	自己説明
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本会のGC遵守状況は令和3年3月以降、年に1回以上更新しており、今回の令和8年9月の更新が最新である。 < https://www.fukui-taikyo.or.jp/gaiyo/governance.html >
〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者と団体との間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	〈ア〉倫理規程第4条第3項において、「公私の別を明らかにし、職務やその他地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない」と定めている。 〈イ〉倫理ガイドラインの「II.不適正な経理処理に起因する事項」において、利益相反を含む金銭面に関する不正行為を戒めている。
〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2)利益相反ポリシーを作成すること	上項（1）と同様の内容である。
〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現在、通報があった場合には、専務理事、事務局長・職員で対応している。令和3年7月に通報専用回線（電話番号・メールアドレス）を設け、相談窓口の機能性を充実させた。
〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報の内容によっては、弁護士、学識経験者で構成する倫理委員会で協議することとしている。
〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	〈ア〉加盟団体に関する規程の第5条に加盟団体の使命、第7条に同義務を定め、第22条において加盟団体としての処分について定めている。処分を行う場合には、加盟団体の処分に関する内規において、その処分手続きを定めている。また、同規程及び内規はHPで公開している。 〈イ〉倫理規程の第3条において本会役職員の基本的責務、第4条に遵守事項を定め、第6条において違反した場合の処分に関する全般的な手続を定め、HPで公開している。 〈ウ〉スポーツ少年団倫理規程第2条に指導者の遵守事項、第4条に違反処理について定め、スポーツ少年団登録者の処分については、スポーツ少年団処分基準に基づき手続を行うこととしている。また、同規程はHPで公開している。 〈エ〉上記の他、県競技団体に対する国民スポーツ大会参加資格及びアンチ・ドーピング情報の随時提供の他、公認スポーツ指導者の養成講習会・研修会やスポーツ少年団の各種研修の場においても可能な限り周知している。
〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	〈ア〉倫理委員会の編成については、前述原則4（2）で説明のとおり。 〈イ〉スポーツ少年団倫理委員会については、常任委員会で選出された委員6名で編成している。 〈ウ〉各処分審査を行う機関の編成として、弁護士及び外部有識者を各1名以上配置するとともに、加盟区分等（県競技団体、市町スポーツ協会、他）に偏りの生じることがないように、中立性及び専門性の確保に留意する。

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

原則	審査項目	自己説明
〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) 団体における懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	〈ア〉平成28年3月25日の理事会において、本会が開催するスポーツ推進事業及び組織運営に関して行った事項に対する不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決する旨の自動応諾条項を決議し、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 〈イ〉加盟団体に関する規程第23条、加盟団体の処分に関する内規第6条、それぞれにおいて、日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることができる旨を明記している。 〈ウ〉不服申し立て期間について、加盟団体の処分に関してのみ30日以内との期間を定めている。
〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁の利用については、本会の規程をホームページで紹介している。
〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	有事の際には、専務理事、事務局長が対応することとしており、内容によっては、弁護士、学識経験者で構成する倫理委員会で協議する。
〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、本会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。
〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会 は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、本会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	〈ア〉加盟団体に関する規程の第6条に権限を、また、同7条から15条に加盟団体の義務を明記し、権限関係を明確にするとともに、第18条から第23条にかけて日本スポーツ協会による監督内容を定めている。 〈イ〉基本計画のP.15「3 加盟団体の育成及び連携強化」で、加盟団体におけるガバナンスの確保を推進するとともに、本会と加盟団体の連携を強化し、本県全体のスポーツ推進に貢献する旨を掲げている。 〈ウ〉上記の他、加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応などの支援を行っている。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	〈ア〉毎年行っている加盟団体理事長会議ではスポーツ関係の各種情報提供を行っている。 〈イ〉加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応する等の支援を行っている。 〈ウ〉令和3年度以降、本会の役員及び加盟団体を対象とした研修会を定期的の実施しており、昨年度は、コンプライアンス研修として、スポーツ団体におけるガバナンス確保の重要性や自己点検の方法について理解を深めた。